

商業代理店法  
(仮訳)

## 商業代理店法

### 第1条

自然人であるか法人であるかを問わず、非サウジアラビア人は、サウジアラビアにおいて、商業代理店として事業を行うことができないものとする。商業代理店として事業を行うサウジアラビア企業は、純粋にサウジアラビア資本でなければならないものとし、かつ、役員会の構成員及び当該企業を代表して署名する権限を有する者の全員が、サウジアラビア人でなければならない。

### 第2条

本法の公布時点において既に事業を行っている商業代理店で、第1条の要件を満たさない者については、事業を清算し、当該事業をサウジアラビアの商業代理店へ譲渡するために、本法の発効日から2年を超えない猶予期間が与えられるものとする。商工業大臣は、清算手続の速度、事業の性質及び上記の期間制限を考慮した上で、それぞれの者について、個別に当該猶予期間を指定するものとする。

### 第3条

本目的のために商工業省によって設けられる商業代理店登記簿に登録された者でなければ、商業代理店の事業を行うことはできないものとする。

商工業大臣は、商業代理店登記簿の作成に関する規則を定めるものとする。商業代理店登記簿の内容には、商人の氏名又は企業の名称、代理店として扱う製品の種類、代理店に授権した企業又は組織、日付、及び代理店契約期間を定める場合には当該期間を含むものとする。商業代理店登記簿への登記申請は、付属書類とともに、商工業省次官へなされるものとする。非サウジアラビア人、取引を禁止されている者又は取引を行う能力のない者でない限り、申請が却下されることはなく、申請を却下された者は、商工業大臣に異議を申し立てることができる。

### 第4条

本法又は本法施行規則の規定に違反した者は、5,000 サウジ・リヤル以上5万サウジ・リヤル以下の罰金に処する。上記の刑罰は、違反者の費用負担で公表されるものとする。ただし、被害者の損害賠償請求権を妨げるものではない。

違反者が、非サウジアラビア人又は非サウジアラビア人のパートナーが存在

するサウジアラビア企業である場合は、上記の罰金に加えて、事業清算の行政処分を行い、かつ、場合により無期限又は一定の期間、商業活動を行うことを禁止するものとする。内務大臣は、裁定された刑罰を踏まえて、非サウジアラビア人に国外退去を命じることができるものとする。商工業省は、内務大臣に対して、当該非サウジアラビア人又は非サウジアラビア人のパートナーを通報するものとする。

商工業大臣の決定により、本法及び基準法<sup>1</sup>に規定される罰則を適用するために、3人の委員から成る委員会を商工業省内に設置するものとする。上記委員会の決定に対して、異議申立人又はその代理人が通知を受けた日から15日以内に、商工業大臣に異議を申し立てることができるものとする。異議の申立てがない場合は、上記期間が経過し、かつ、商工業大臣が承認したときに、当該決定は確定するものとする。

(本パラグラフは、ヒジュラ暦1389年5月14日及び15日付閣議決定第347号に基づくヒジュラ暦1389年6月11日付勅令第M/5号により付け加えられたものである。)

## **第5条**

商業代理店登記簿への登記に必要な登記手数料は、以下のとおりとする<sup>2</sup>。

個人商人は、50サウジ・リヤルとする。

企業は、100サウジ・リヤルとする。

登記手数料は、一度に納付されなければならない。

## **第6条**

本法は、公布日から3か月経過後に発効するものとする。

## **追加条項**

### **追加条項第1条**

ヒジュラ暦1382年2月20日付勅令第M/11号によって公布された商業代理

---

<sup>1</sup> 訳者注：Law of Standards。

<sup>2</sup> 訳者注：本条に定められた手数料と本法施行規則第15条に定められた手数料に違いがあるが、本条に定められた手数料は改正されており（ヒジュラ暦1393年3月16日（西暦1973年4月20日）付閣議決定第302号）、2010年2月10日現在においては本法施行規則第15条に定められた手数料が適用される。

店法及びその改正法は、他の法律の規定を妨げることなく、いかなるエージェント又はディストリビュータの形態かを問わず、エージェント又はディストリビュータとして事業を行うために、本国における製造者又は本国における製造者の代理人と契約を締結するすべての者に適用されるものとする。

### 追加条項第 2 条

保守業務及び予備部品の確保に関する他の法律の規定及び決議の内容を棄損することなく、エージェント及びディストリビュータは以下の事項に責任を負うものとする。

- a. 代理店契約の対象製品について、エンドユーザーが通常必要とする予備部品の常時確保し、また、他の予備部品については、本法施行規則に従った合理的な期間内に供給できるようにしておくこと。
- b. 製品に必要な保守業務を常時確実にを行うことができるようにしておくこと、並びに、製造者が通常定める品質及び諸条件を保証すること。これらすべての事項について、本法施行規則に従って、代理店契約期間中及びその終了後 1 年間又は新しい代理店の選任までのいずれか早い時点まで、継続的に責任を負うものとする。

### 追加条項第 3 条

商業大臣<sup>3</sup>は、本法施行規則を公布し、官報に掲載するものとする。

### 追加条項第 4 条

商業省<sup>4</sup>は、エージェント及びディストリビュータの指針とするため、標準契約書を用意するものとする。当該書式には、両当事者、場所、時間帯、更新及び終了の条件、両当事者の相手方当事者及びエンドユーザーに対する責務（特に保守業務及び予備部品の確保に関する責務）など、契約を作成する際の基本的な情報が含まれるものとする。

追加条項第 2 条は、エージェント又はディストリビュータではない輸入業者

---

<sup>3</sup> 訳者注：本法及び本法施行規則の一部の法文において、Ministry of Commerce（商業省）又はMinister of Commerce（商業大臣）と規定されているが、2010年2月10日現在においては各々はMinistry of Commerce and Industry（商工業省）又はMinister of Commerce and Industry（商工業大臣）へ変更されている。本仮訳においては、これらの記載の不統一について、条文の記載どおりの用語を充てることとしている。

<sup>4</sup> 脚注 3 参照。

に対しても適用されるものとする。また、同条は、営利目的で直接的又は間接的に職業として販売を行う者に対しても適用されるものとする。本条に違反した者には、エージェント及びディストリビュータに対して適用される罰則と同様の罰則規定が適用される。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。